

尼崎市公共施設等総合管理計画

ひと咲き まち咲き あまがさき

平成27年11月

尼 崎 市

【目次】

計画策定の目的	1
本計画の位置づけ.....	2
本計画の対象施設.....	2
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	3
1-1 公共施設等の状況.....	3
(1) 市有建築物	3
(2) 道路	6
(3) 橋りょう.....	7
(4) 水道・工業用水道.....	7
(5) 下水道等施設	9
(6) 公園・子ども広場.....	10
(7) クリーンセンター	11
1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し.....	13
1-3 公共施設等の将来費用推計.....	13
1-4 本市の財政状況	15
(1) 一般会計（歳入）の状況.....	15
(2) 一般会計（歳出）の状況.....	16
(3) 借入金の状況（市債残高、実質公債費比率の推移）.....	17
(4) 平均投資額からみた投資予定額と将来費用推計との比較.....	18
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
2-1 現状や課題に関する基本認識.....	19
(1) 市有建築物	19
(2) 道路、橋りょう、上下水道等インフラ系施設	19
2-2 計画期間	19
2-3 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策.....	20
2-4 公共施設等の管理に関する基本的考え方.....	21
(1) 点検・診断等の実施方針	21
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針（長寿命化・耐震化の実施方針）.....	21
(3) 安全確保の実施方針.....	22
(4) 統合や廃止の推進方針	22
(5) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	23
2-5 フォローアップの実施方針	23
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	24
(1) 市有建築物	24
(2) 道路	26
(3) 橋りょう.....	27
(4) 水道・工業用水道.....	28
(5) 下水道等施設	29
(6) 公園・子ども広場.....	31
(7) クリーンセンター	32

計画策定の目的

本市は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、安定成長を前提とした経済見通しの中で、右肩上がりの市税収入と競艇場を中心とした収益事業収入のもと、人口の急増や市民ニーズ等に対応するため、市有建築物をはじめ、道路や橋りょう、上下水道、公園・子ども広場、クリーンセンターなどのインフラ系施設といった、多くの公共施設等を整備してきました。

現在では、これらの施設の老朽化が進行し、今後、次々と更新の時期を迎え、それらを更新するには莫大な経費が必要となる見込みとなっています。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化が急速に進んでいること、また、財政的には今後も厳しい状況が続くことが予測され、今ある全ての公共施設等を維持したまま更新等を続けることは、事実上不可能であり、公共施設等の老朽化対策は喫緊の深刻な課題となっています。

本市ではこれまでも、老朽化が著しく対応が急がれる施設を対象として、施設の廃止・移管・転用といった個別対応を行ってきたところですが、今後は、公共施設全体を対象として、施設の改修や更新時期を見通す中で、中長期的な視点で計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるよう、マネジメントしていく必要があります。

このような中、昨年 4 月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、国からインフラ系施設を含む全ての公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画の策定について各地方自治体向けに要請されるとともに、本計画策定を前提とした地方債措置が創設されました。

こうした状況を踏まえ、厳しい財政状況にある中においても、国からの支援を活用しながら公共施設マネジメントの取組を推進するため、本計画を策定するものです。

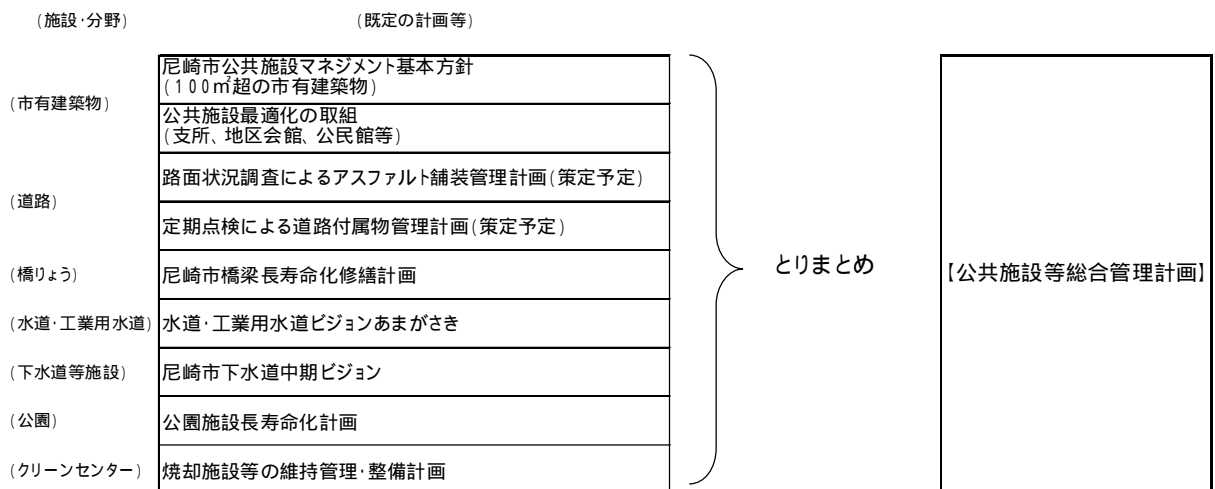
本計画の位置づけ

これまで本市では、市有建築物については、公共施設の中でも特に老朽化が進んでいる支所と地区会館との複合化による建替え、それに伴う窓口等の行政サービス機能の集約・再編を喫緊の課題とした「公共施設の最適化に向けた取組」や、さらにこれらを含めた市有建築物全体を対象として、施設の質・量・運営コスト等の最適化を図るための「公共施設マネジメント基本方針」、インフラ系施設については、個別に計画的な維持管理を実施するための計画を策定してきました。

本計画は、既に策定している本市の市有建築物やインフラ系施設（公共施設等）に係る方針・計画について取りまとめ、本市が所有する公共施設等の全体像を明らかにするとともに、長期的な視点で、総人口や年代別人口についての今後の見通し、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、財政状況を踏まえた施設の更新や維持管理など総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方等を示すものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の分野別計画として、また、行財政改革の取組である「あまがさき「未来につなぐ」プロジェクト」にもその取組が位置づけられているものです。

今後、公共施設等の計画を策定するにあたっては、本計画の趣旨を踏まえ、個別の計画を策定することとします。



本計画の対象施設

本市が保有する公共施設等のうち、市有建築物、インフラ系施設を対象とします。

市有建築物については、すべての市有建築物を、インフラ系施設については、道路、橋りょう、水道・工業用水道、下水道、公園・子ども広場、クリーンセンターの6類型を対象とします。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1-1 公共施設等の状況

(1) 市有建築物

市有建築物の保有状況

本市の市有建築物は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、市税収入や競艇場事業収入（収益事業収入）が着実に増加傾向をたどる中で、その多くの整備を進めてきましたが、一方で、人口は昭和46年の55.4万人をピークに減少に転じたため、結果として、人口が減少する中で施設保有量は増え続けるという状況が続いていました。

バブル経済崩壊以後、市税収入や収益事業収入の減少などにより、本市の財政状況が厳しさを増す中、行財政改革の視点やそれぞれの市有建築物が抱える課題等を踏まえ、施設の統廃合や民間移管を行うなど、保有量の削減につながる様々な見直しに取り組んできましたが¹、現在においてもなお、施設の保有面積は、類似の中核市²と比較して大きいものとなっており、本市の特徴として、比較的小さな市域面積に手厚く市有建築物が整備されていることがわかります。

平成25年3月現在、本市では約187万㎡の市有建築物（道路や上下水道等インフラ系施設を除く、いわゆるハコモノ施設。）を保有しており、人口1人当たり換算すると4.11㎡（図表1-2、1-3）、市域面積1k㎡当たり換算すると約3.8万㎡、また市街化区域³面積1k㎡当たり換算すると約4.0万㎡の施設面積を保有していることとなります。

また、市が保有する施設の内訳を見ると、市営住宅が最も多い71.0万㎡で全体の38%、続いて学校が61.9万㎡で33%、残りは本庁舎や公民館等のその他の施設が占めています。

1 施設保有量削減につながる主な取組

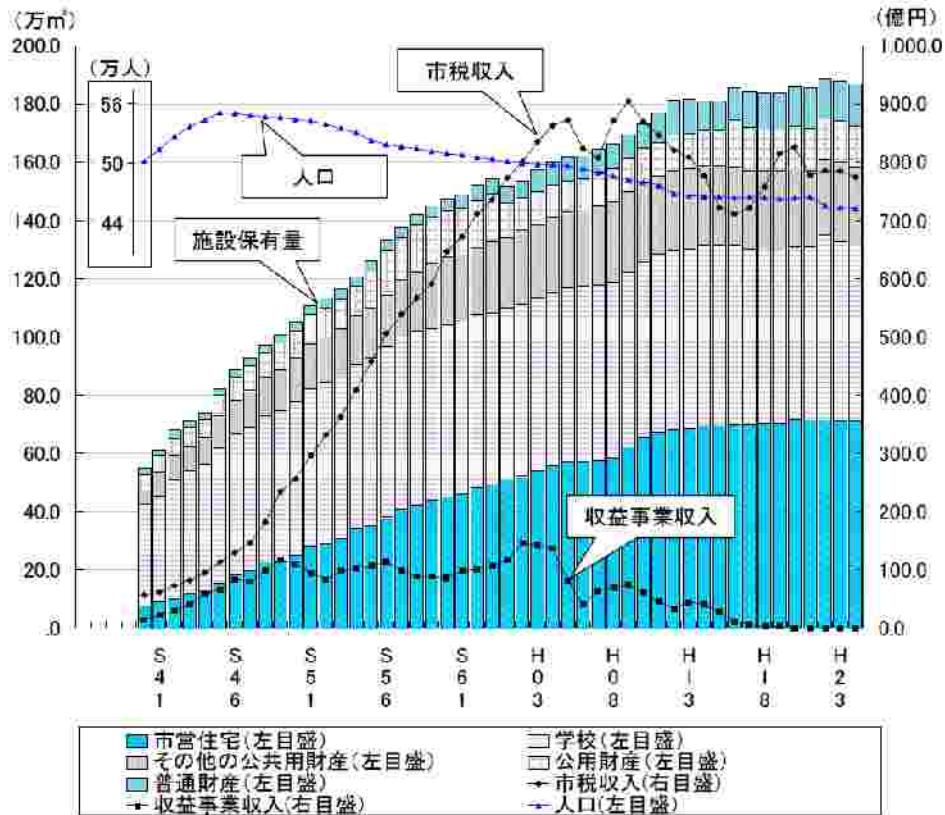
（経営再建プログラム及び行財政構造改革推進プランにおける取組）

取組	施設名等
廃止・削減	市民課出張所、市民プール、児童館、猪名野やすらぎ荘、労働福祉会館、労働センター
集約・統合	市営住宅（琴浦、西難波、武庫川住宅）の集約、学校園の統廃合、保健センターの一所化、地区施設機能（旧青少年会館、旧老人福祉センター分館）の総合センターへの統合
移管	保育所、高齢者・障がい者福祉施設（長安寮、みのり園、まつば園）、高齢者就業センター、母子生活支援施設

2 類似の中核市は、監査委員による健全化判断比率等審査意見書等で類似都市として比較している7市。選定基準は、平成22年度国勢調査結果を基に、人口が本市と同程度（人口36万人以上56万人未満）で、第2次・第3次産業の就業者割合が95%以上の県庁所在地・普通交付税不交付団体を除く中核市です。

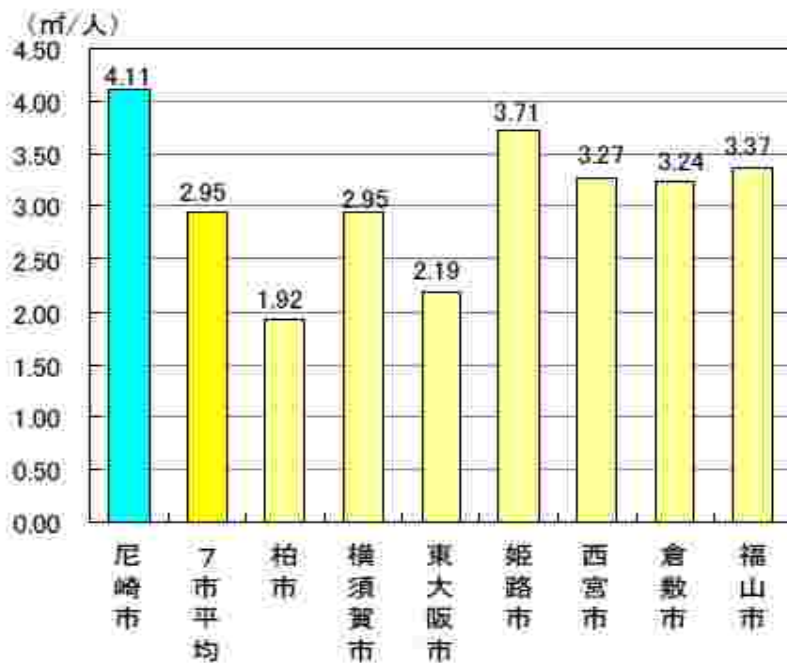
3 すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第7条第2項）

図 1-1 市税収入、収益事業収入、人口及び施設保有量の推移



出典：尼崎市公共施設マネジメント基本方針（平成 26 年 6 月）

図 1-2 人口 1 人当たりの市有建築物保有面積の比較



出典：尼崎市公共施設マネジメント基本方針（平成 26 年 6 月）

図 1-3 人口 1 人当たりの市有建築物保有面積の施設用途別比較



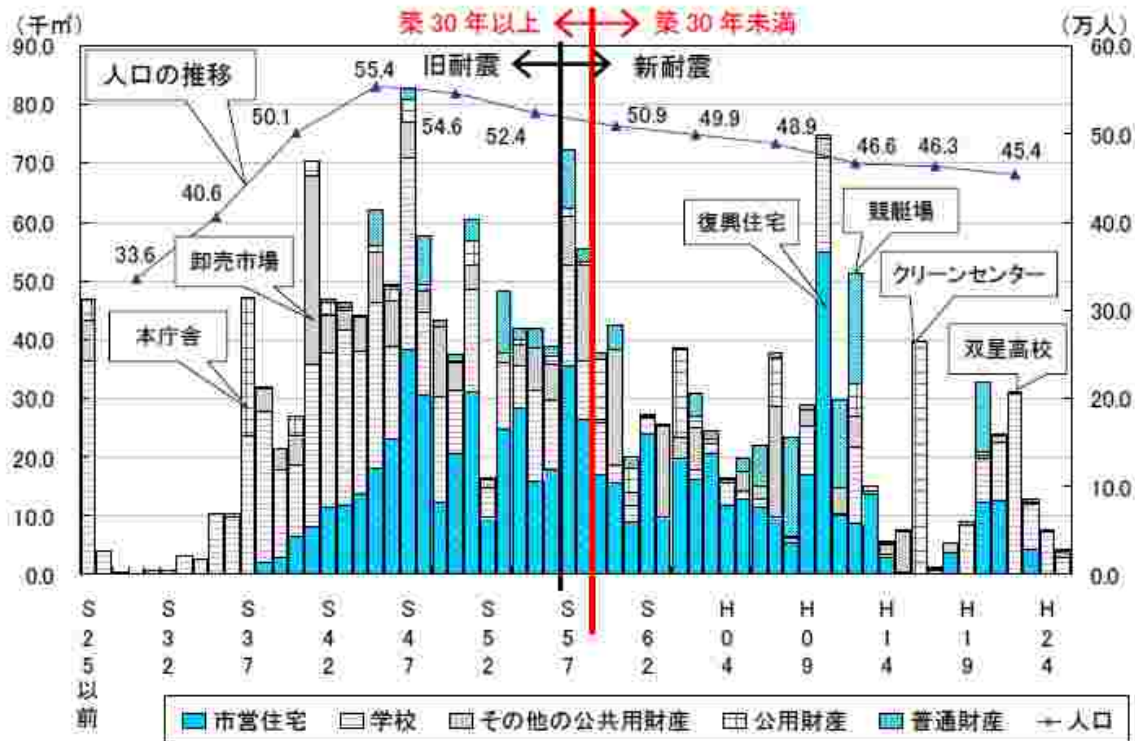
(参考)用語の解説

用語	解説
公共用財産	行政財産（公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産）のうち、主に市民の方が利用する財産（学校、市営住宅、図書館、公民館、地区会館など）
公用財産	行政財産のうち、市が様々な事務や事業を行うために利用する財産（本庁舎、消防署など）
普通財産	行政財産以外は一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などができる財産（福祉会館、近畿高エネルギー加工技術研究所、競艇場など）

市有建築物の老朽化状況

本市の市有建築物は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、その多くを整備してきたため、現在では大規模改修や大型設備機器の更新等が増加する建築後 30 年を経過したものが全体の約 6 割あります。なお、老朽化した施設の多くは昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づいて整備されたものであり、防災上の観点からも課題となっています。

図 1-4 本市の現有施設（187 万㎡）の建築年次別・建物種別の保有面積



(2) 道路

尼崎市が管理する市道は総延長約 834km、実面積約 5,644 千㎡、路線数は 4,254 路線となっています。

このうち、1 級幹線道路は総延長約 72km、総面積約 1,113 千㎡、2 級幹線道路約 88km、864 千㎡となっています。(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(参考) 用語の解説

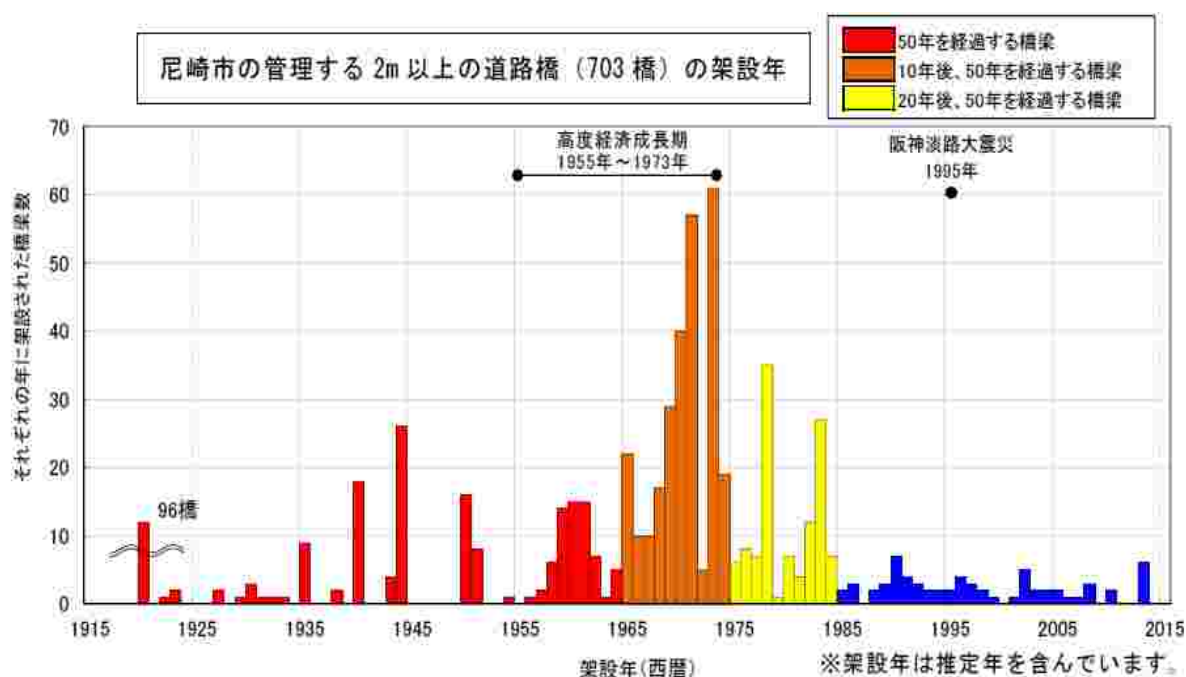
用語	解説
1 級幹線道路	下記条件のいずれかにあてはまる道路 1) 都市計画決定された幹線街路 2) 主要集落（戸数 50 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 3) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路 4) 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 5) 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道を連絡する道路 6) 大都市または地方開発のため特に必要な道路
2 級幹線道路	下記条件のいずれかにあてはまる道路 1) 都市計画決定された補助幹線街路 2) 集落（25 戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路 3) 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路 4) 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道とを連絡する道路 5) 大都市または地方開発のために必要な道路

(3) 橋りょう

尼崎市が管理する橋長 2m 以上の橋りょうは 703 橋あり、その橋りょう延長は 8,236.6m となっています。(平成 26 年度末現在)

整備年別に見ると、1950 年代後半からの高度経済成長期に多くの橋りょうが建設されており、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは 276 橋で約 40% 程度となっています。10 年後に高齢化橋りょうとなる橋りょうは 530 橋で全体の約 75%、20 年後には 640 橋で全体の約 90% となり、今後急速に高齢化橋りょうが増えることが明らかとなっています。

図 1-5 本市の橋りょう (703 橋りょう) における整備年次別保有量



出典：尼崎市橋梁長寿命化修繕計画（平成 27 年 3 月）

(4) 水道・工業用水道

水道

尼崎市の水道施設は、配水管総延長約 996km、取水場 2 施設、浄水場 1 施設となっています。(平成 26 年度現在)

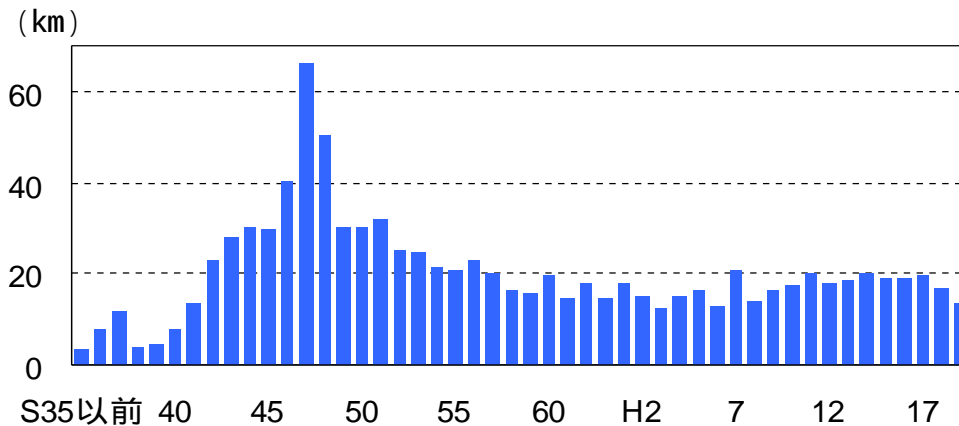
本市の水道事業は、高度経済成長期においてその普及に努めた結果、普及率は昭和 45 年度までにほぼ 100% となっています。水道事業の 1 日最大配水量は昭和 48 年度 304,600 m³/日に達し、その後減少傾向にあったものの、平成 3 年度に 276,100 m³/日と再びピークを迎えました。

平成 3 年度以降は、1 人あたりの水の使用量が減少し、1 日最大配水量も基本的に減少傾向となり、平成 20 年度では 190,082 m³/日と平成 3 年度の約 7 割となっています。

基幹施設については、取水場・浄水場は一部の配水池等の施設で老朽化が進行しており、設備は耐用年数を超えるものが増えてきています。浄水場へ原水を送るための導水管は、一部で今後 10 年以内に耐用年数を迎えるものがあります。

配水管については、かつての人口増に伴う水需要等の増大に対応したことから、布設時期が昭和40年代に集中しており、今後、耐用年数を超える管の延長が一気に増大することになります。そのため、配水管の更新では布設時期の平準化にも取り組まなければなりません、更新速度を速めることも課題となっています。

図 1-6 配水管の年度別布設状況（水道）



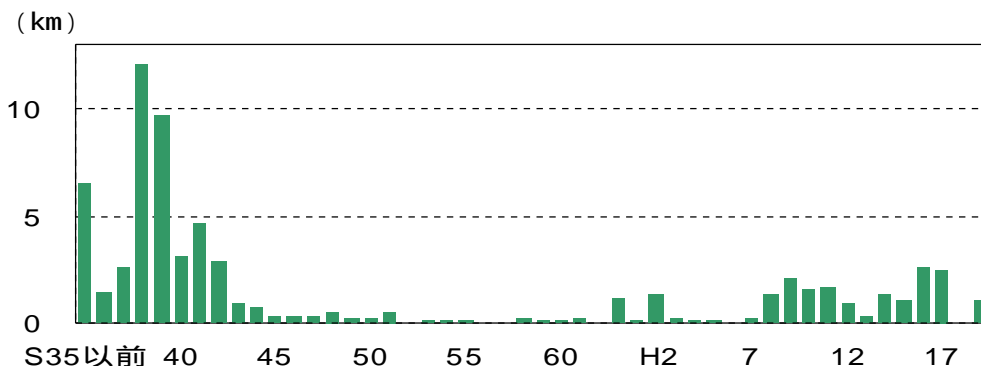
工業用水道

尼崎市における工業用水道施設は配水管総延長約 73km、取水口・ポンプ場 1 施設、取水場 2 施設、浄水場 2 施設となっています。（平成 26 年度現在）

創設が高度経済成長の初期の段階であったこと、普及に伴い給水工場数が増加したことにより、配水量は創設時の昭和 32 年度以降著しく増加し、1 日最大配水量は昭和 43 年度に 377,420 m³/日に達しました。以降はユーザー企業数の減少と水使用の合理化により減少が続いています。

基幹施設については、取水場・浄水場は老朽化が進行していて、その設備は、耐用年数を超えるものが多くなっています。取水場から浄水場へ原水を送るための導水管の一部では、今後 10 年以内に耐用年数を迎えます。配水管については、布設が事業創設当時に集中しており、今後、耐用年数を超える管の延長が一気に増大することになります。そのため、配水管の更新では布設時期の平準化にも取り組まなければなりません、更新速度を速めることも課題となっています。

図 1-7 配水管の年度別布設状況（工業用水道）



(5) 下水道等施設

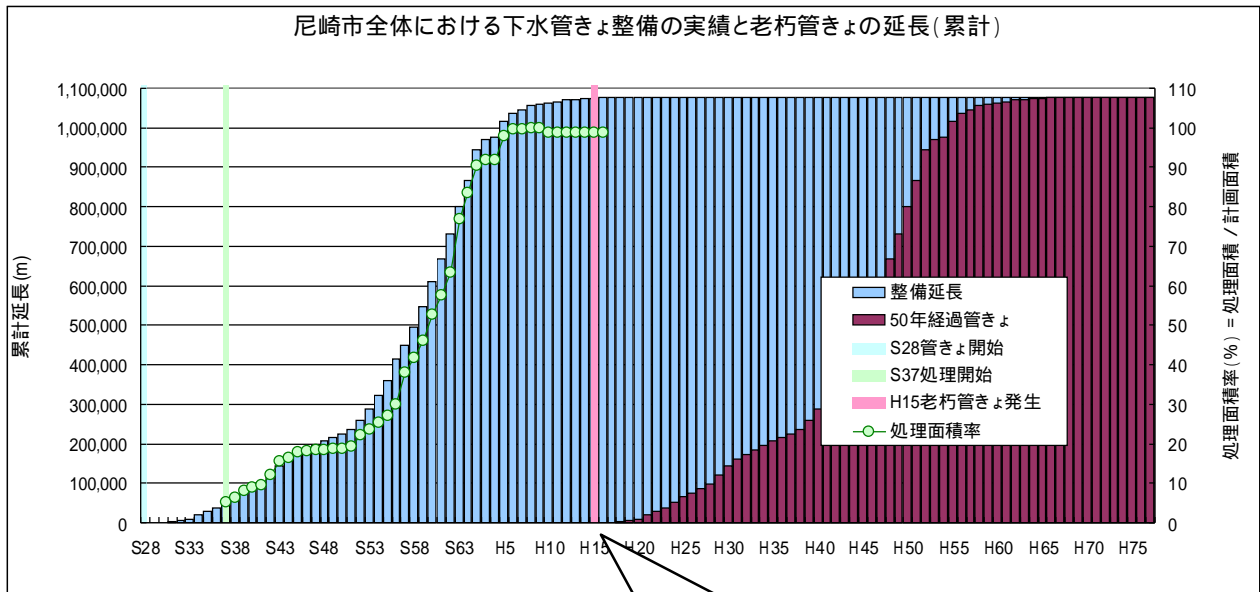
尼崎市における下水道施設は、管きょ総延長 1,068km、下水処理場 2 施設、ポンプ場 9 施設となっています。(平成 26 年度末現在)

尼崎市では、浸水対策の一環として排除方式を合流式とした下水道事業に昭和28年から着手しました。以来、順次、計画区域を拡大し、さらに生活環境の改善や、公共用水域の水質保全、下水道資源の有効利用による魅力あるまちづくりへの貢献などといった新たな役割も担いながら、南部工業地帯を除く市域の下水道整備に取り組んできました。その結果、整備率は99.9%に達しています。

事業着手時期は昭和28年であることから、建設から50年を経過した管きょが平成15年度に発生しています。以降徐々にその割合が増え、多くの管きょが老朽化する状況にあります。

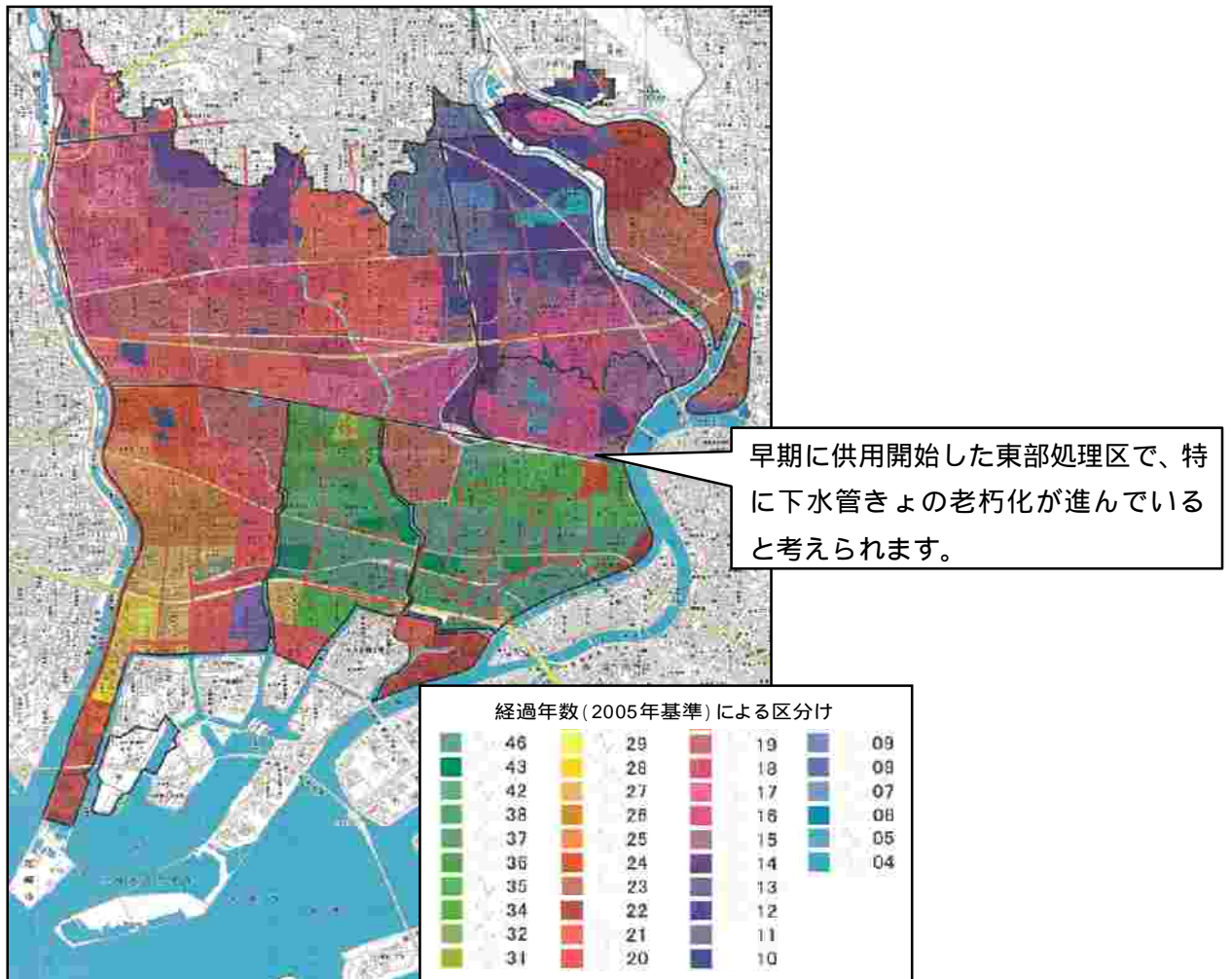
また、主に下水道計画区域外の南部工業地帯の雨水排水施設として抽水場 6 施設を設置しています。いずれの施設も老朽化が進行しています。

図 1-8 尼崎市における下水管きょの老朽化状況



建設から50年経過する下水管きょが発生。
高度成長期に整備した1,000 km以上の下水管きょが
しだいに老朽化しています。

図 1-9 尼崎市における下水道管きよの老朽化状況



出典：尼崎市下水道中期ビジョン（平成 24 年 3 月）

(6) 公園・子ども広場

尼崎市立の都市公園は尼崎市内に 342 箇所設置されており、総面積は 185.45ha となっています。

都市公園以外では、臨海部に尼崎市立魚釣り公園があり、釣り桟橋、野球場、多目的運動広場、駐車場、管理棟などの施設があります。

また、子ども広場は市内に都市公園の機能を補完する目的で 228 箇所設置されており、総面積は 12.18ha となっています（平成 26 年 4 月 1 日現在）。

本市の管理公園の多くは、設置後、相当年数が経過しているにも関わらず、厳しい財政状況などから、計画的な管理を行うことが難しい状況にあります。こうした中、特に遊戯施設の老朽化が顕在化してきています。

図 1-10 尼崎市における都市公園の保有状況

種 別		箇所数	面積 (h a)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	241	49.39
		近隣公園	19	26.43
		地区公園	7	17.84
	都市基幹公園	総合公園	3	12.81
		運動公園	1	10.94
特殊公園	風致公園	2	0.85	
	街園	18	0.21	
都市緑地		40	64.44	
広場公園		4	0.35	
緑道		7	2.19	
合 計		342	185.45	

種 別	内 容	公 園 名
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	長洲本通ほか 240 公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	大物、橋、宮前、中央、浜田川、大庄、浜田、近松、道意、西向島、芦原、尾浜、北雁替、葭島、椀田、猪名川河川敷、田能西、尼崎城址、潮江緑遊
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	今福、蓬川、潮江、塚口北、大井戸、上坂部西、西武庫
総合公園	都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	水明、猪名川、小田南
運動公園	都市住民の主として運動の用に供する公園	記念
風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園	佐璞丘、猪名川風致
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地	武庫川河川敷緑地ほか 39 緑地
広場公園	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園	J R 尼崎駅北広場、近松の里北広場、御園広場、アルカニック広場
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地	長洲川緑地、常光寺川緑地、常光寺緑地、大門川緑地、新川緑地、西大物緑地、庄下川緑地

出典：公園・緑化のあゆみ 平成 25 年度 緑化事業報告（平成 26 年 4 月）

(7) クリーンセンター

クリーンセンターは市内で発生するごみの焼却処理を行う施設で、その規模は旧第 1 機械炉 1,978 m²、第 1 工場 4,837 m²、第 2 工場 15,125 m²、旧第 3 工場 3,945 m²となっています。現在、ごみの焼却を大高洲にあるクリーンセンター第 1 工場 2 号炉と東海岸町にある第 2 工場で処理を行っています。この他、資源リサイクルセンターでは、ビン・缶・ペットボトルの選別（選別施設）や、大型ごみ等の破碎処理を行って金属くずの改修等のリサイクルできる資源を回収（破碎施設）しており、その規模は 4,065 m²あります。

尼崎市では、収集回数の見直し等のごみ減量化対策に取組み、現状ではごみの搬入量は減少傾向にあり（図1-12）設備の耐用年数等を考慮し、第1工場1号炉はすでに停止するなど、稼働させる焼却炉を集約することで効率的な稼働を行っています。

図 1-11 クリーンセンター施設概要

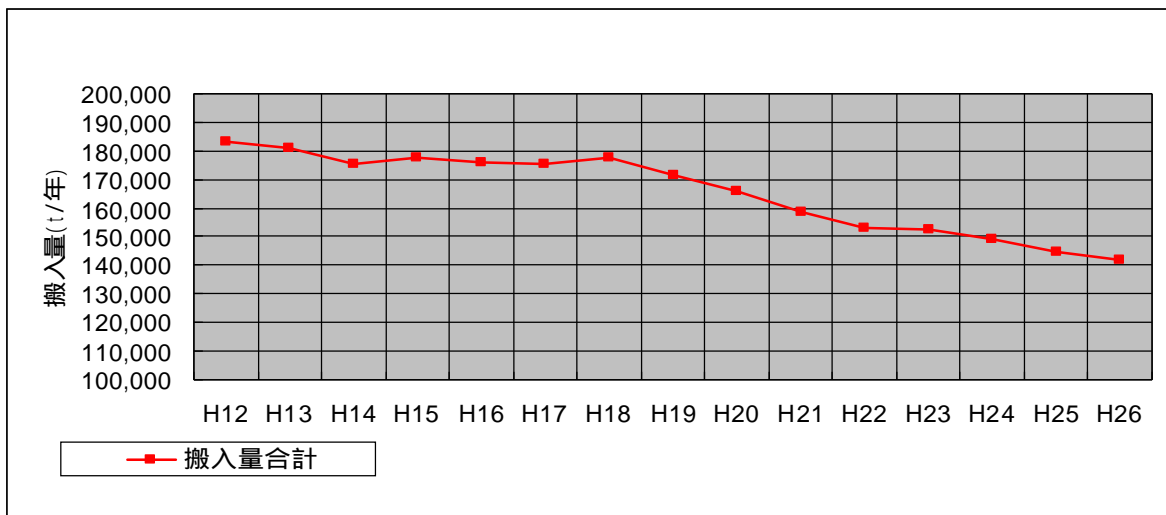
ごみ焼却処理施設概要

	第1工場（2号炉）	第2工場
公称焼却能力	150 t/日	240 t/日 × 2基
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
余熱利用	発電（2,600KW）	発電（14,100KW）
供用開始年月	平成12年4月	平成17年4月

資源リサイクルセンター施設概要

	選別施設	破碎施設
処理能力	35 t/5h × 2系列	70 t/5h
供用開始年月	平成7年11月	

図 1-12 搬入ごみ量の推移



1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

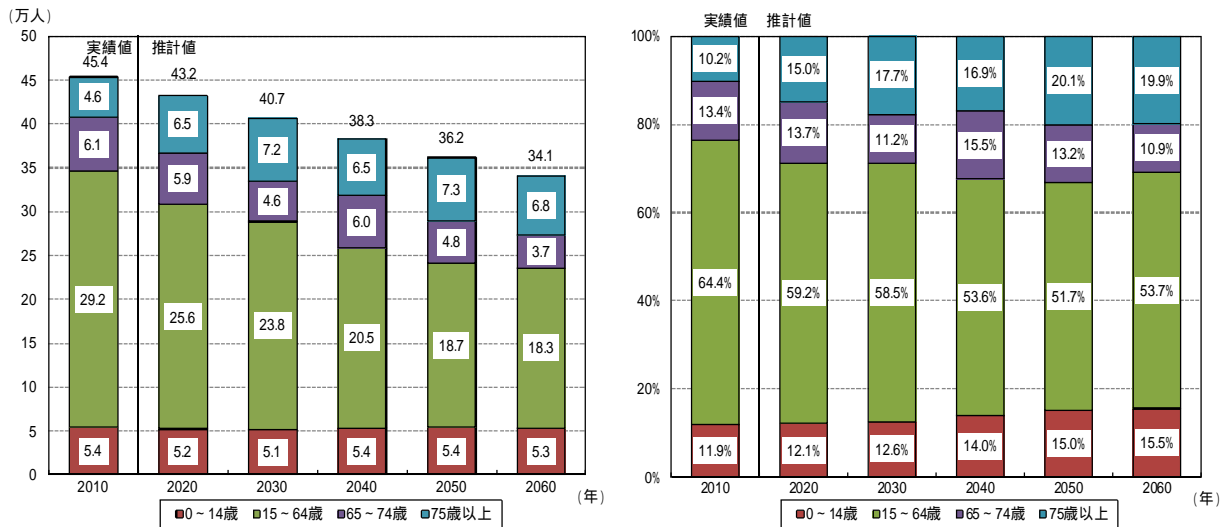
高度経済成長期の産業の発展とともに増加してきた本市の人口は、1971年(昭和46年)の約55.4万人をピークに減少に転じ、それ以降、人口減少が続いており、2010年(平成22年)現在約45.4万人となっています。

平成27年10月に策定した「尼崎人口ビジョン」によると、出生率の回復・転出超過傾向の解消が実現したとしても本市の人口減少傾向は進み、2010年度(平成22年度)を基点とした30年後の2040年(平成52年)には約38.3万人となることが予想されています。

また、総数だけでなく、人口構成においても少子高齢化が進み、高齢化率(65歳以上)は2010年(平成22年)現在の約23.6%に対し、2040年(平成52年)には約32.4%にまで上昇することが予想されています。

人口減少と少子高齢化は我が国全体の問題ですが、生産年齢人口の減少とそれに伴う税収の低下が本市の財政を圧迫し、市有建築物の大規模改修や建替え、およびインフラ系施設の維持更新等に必要な投資的経費をまかなえなくなることが予想されます。

図 1-13 人口の推移と今後の予測(左:年齢区分別人口、右:構成比)



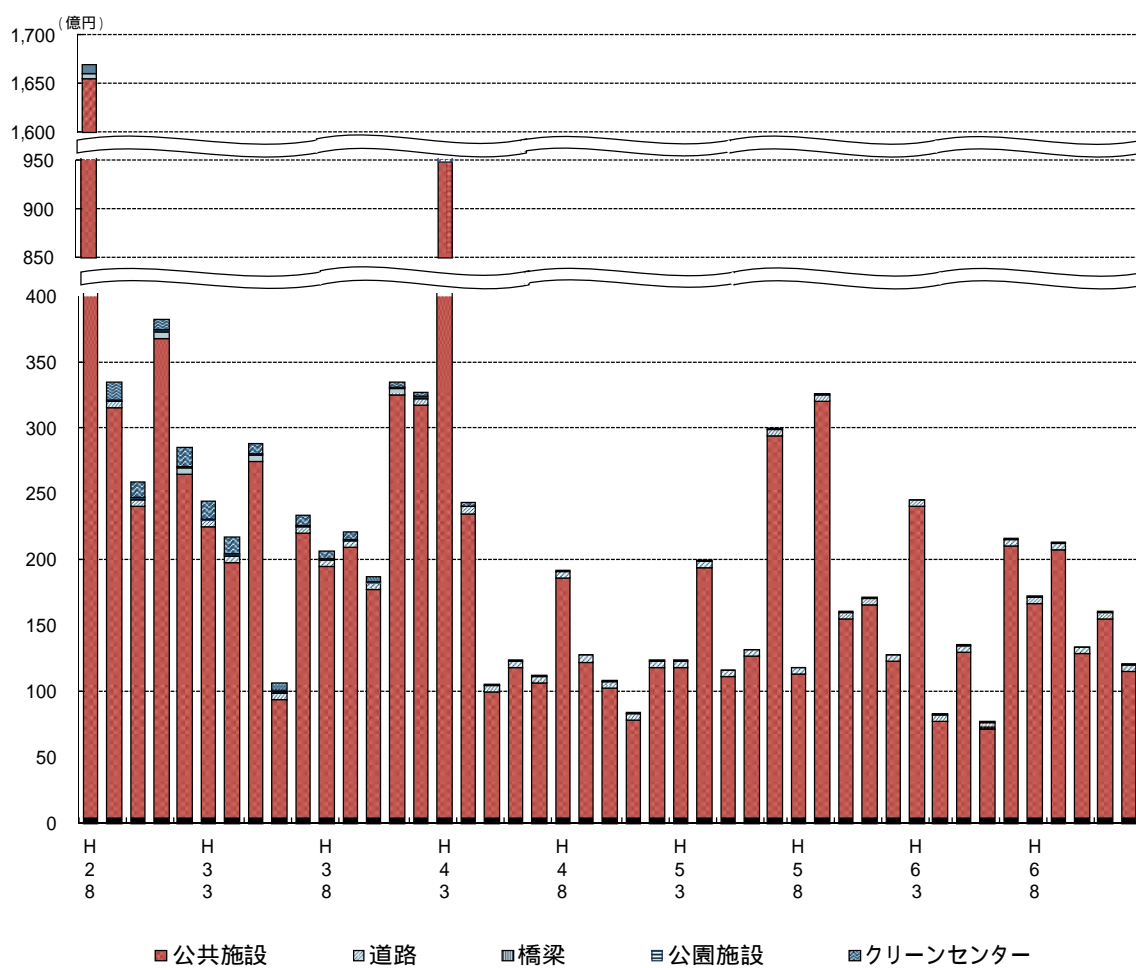
出典: 尼崎人口ビジョン(平成27年10月)

1-3 公共施設等の将来費用推計

本市が所有している公共施設等の現状を維持したまま更新等を実施した場合の将来費用の推計結果は次のとおりです。なお、インフラ系施設については既存計画をベースに必要な費用を算出しています。この結果、将来45年間の年度あたり平均費用は約240億円となっています。

企業会計(水道、工業用水道、下水道)については、除いています。

図 1-14 将来費用推計



種別	考え方
市有建築物	<ul style="list-style-type: none"> 45年で改築を行うものとして費用を算定しています。 建築後、45年を経過したものについては、初年度（H28）に更新等にかかる経費を一括して計上しています。 （公共施設マネジメント基本方針における考え方）
道路	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間（平成20～24年度）の実績を、今後も支出することを前提としています。 平成26年度に実施した路面状況調査をもとに幹線道路の舗装について管理基準を定め長寿命化に向けた計画的な修繕を実施します。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間（平成20～24年度）の実績を、今後も支出することを前提としています。 各橋りょうの重要性や損傷に応じた計画的な修繕や付け替えを実施します。
公園・子ども広場	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画により見込んでいた支出を平成41年度まで記載しています。
クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設等の維持管理・整備計画について（平成25年7月策定）に基づき、平成41年度までの費用を記載しています。（今後、次期焼却施設の建設計画を検討することとしているため、焼却施設等の建替え費用は含まれていません。）

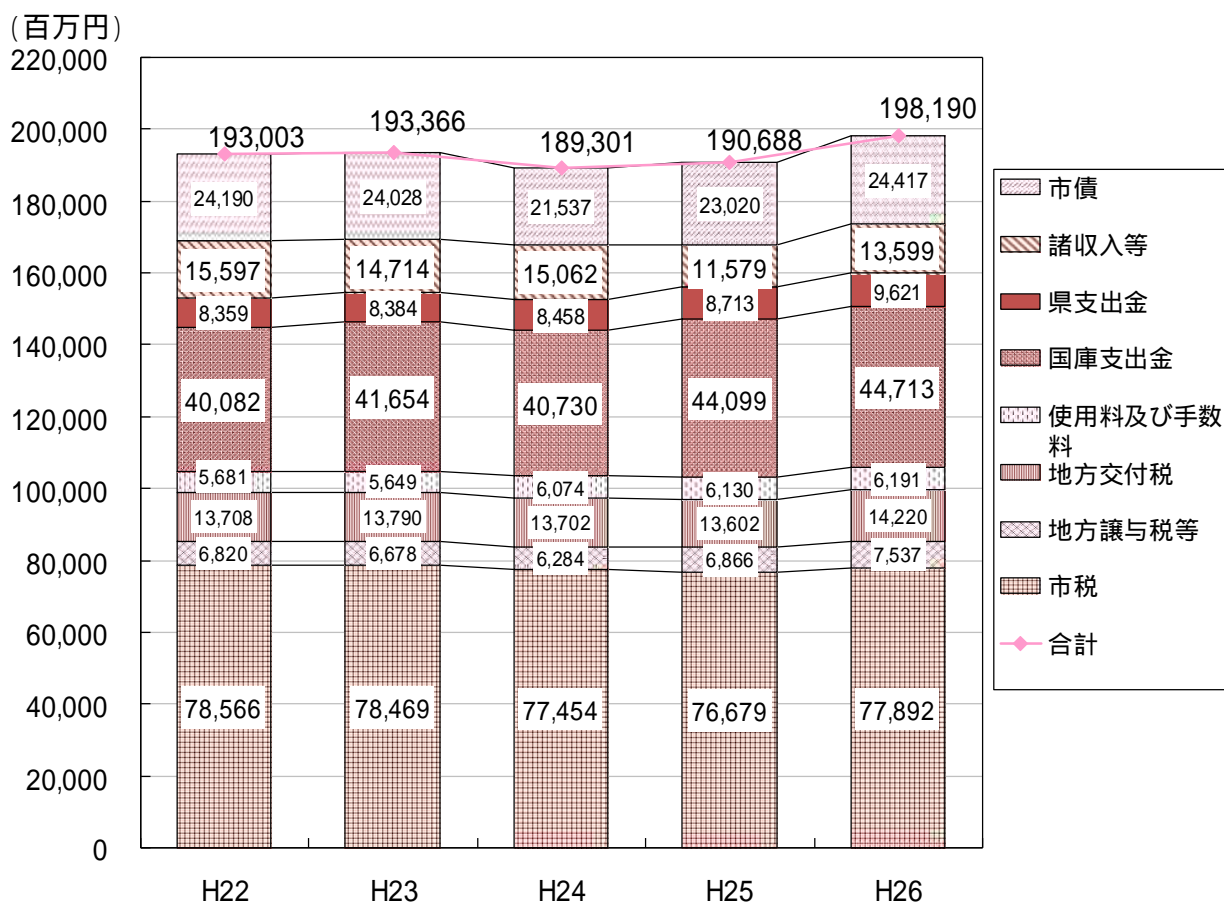
1-4 本市の財政状況

(1) 一般会計（歳入）の状況

本市の過去5か年(平成22年度～26年度)の歳入総額を見ると、平成22年度から平成23年度にかけて微増したものの、平成24年度には再び減少しましたが、平成24年度から平成26年度にかけてまた増加に転じています。

今後は人口減少が予測され、歳入の大幅増が見込めない中で、厳しい財政運営を迫られる可能性が高くなっています。

図 1-15 歳入の推移

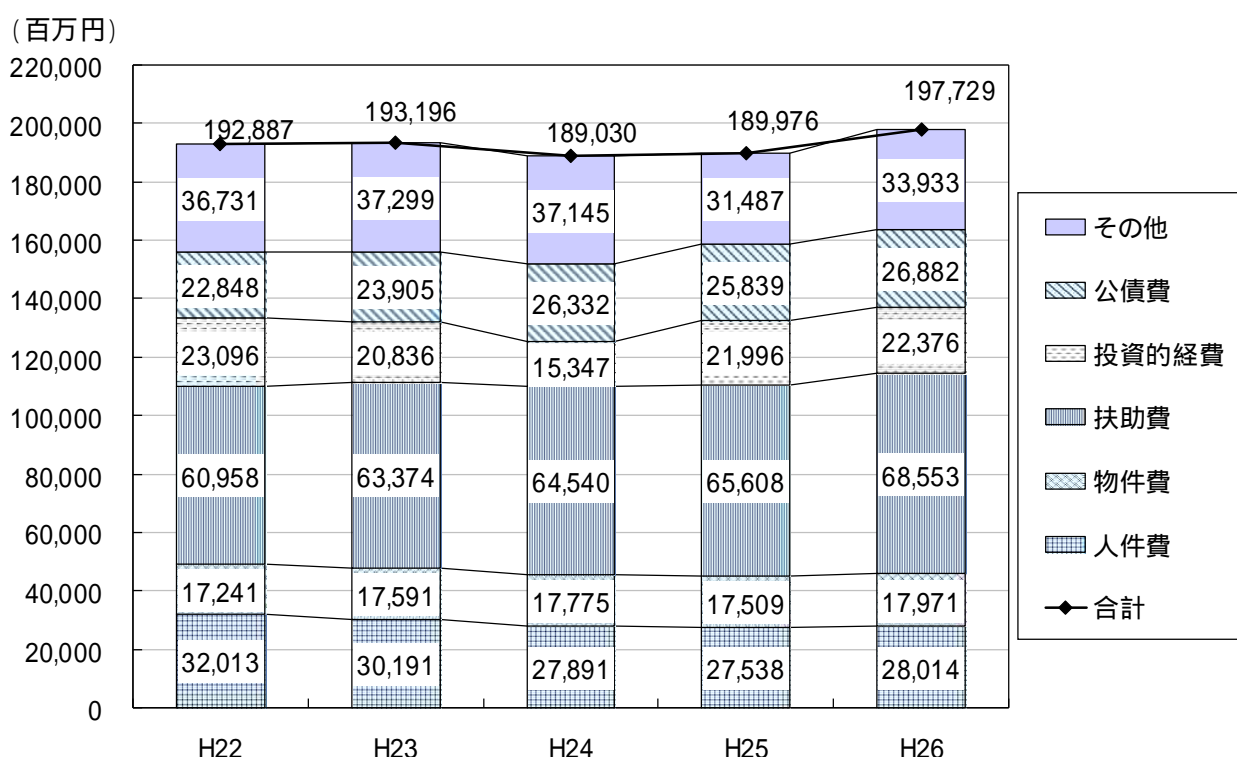


(2) 一般会計（歳出）の状況

一方、歳出については、平成 22 年度に 1,928 億円あった一般会計の歳出額は、決算規模が縮小し、平成 24 年度決算では 1,890 億円となり、減少しましたが、その後、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあります。

平成 22 年度と 26 年度を見比べると、人件費では 320 億円から 280 億円に、投資的経費は 230 億円から 223 億円に、それぞれ 40 億円、7 億円減少している一方、扶助費は 609 億円から 685 億円となっており、約 76 億円増となっています。こうした扶助費は、今後一層増加することが見込まれます。また、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費を大幅に削減することは難しいと考えられることから、公共施設等の大規模改修や建替え等に係る投資的経費がますます減少していくことが予想されます。

図 1-16 歳出の推移



(参考) 用語の解説

用語	解説
人件費	議員報酬、各委員報酬、特別職給与、職員給与、共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費、社会保険料等共済費、等。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
扶助費	社会保障制度の一貫として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対して行う支援に要する経費のことを指します。
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計です。人件費、扶助費とともに義務的経費の一つとなっています。
投資的経費	道路、学校、公園などの公共施設等の建設や用地取得などに必要となる経費のことです。

(3) 財政の健全化の状況（財政健全化法に基づく、財政全体の評価）

健全化判断比率は、財政健全化法に基づき、平成 20 年度から導入された地方財政全体の評価を可能とする指標で、財政破綻に陥る前に予防措置を講じ、早期の段階で自主的に財政の健全化を図るための目安となる指標です。

本市の場合、実質赤字額、連結実質赤字額がなく、実質公債費比率、将来負担比率については、国が定める早期健全化基準と比して低くなっています。

しかしながら、実質公債費比率において、平成 22 年度は 11.9%であったものが平成 26 年度では 13.5%となっており、年々増加傾向にある一方で、将来負担比率は減少傾向にありますが、類似の中核市と比較すると高い水準にあり（図 1 - 18）、実態は厳しい財政状況にあります。

図 1-17 健全化判断比率

	H22	H23	H24	H25	H26	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	-	-	-	11.25
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	16.25
実質公債費比率	11.9	12.4	12.7	13.0	13.5	25.00
将来負担比率	183.0	166.8	155.6	147.7	136.0	350.00

単位：%

注 1： 実質赤字比率、 連結実質赤字比率は、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「 - 」で記載しています。

注 2：「早期健全化基準」とは、財政健全化団体となる基準で、 から までの 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上になった場合は、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めることとなります。

図 1-18 類似の中核市との比較（平成 26 年度決算）

（単位：%）

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
柏市	- (4.87)	- (25.00)	5.9	16.7
横須賀市	- (4.50)	- (23.93)	6.3	62.3
東大阪市	- (1.08)	- (15.51)	5.3	12.1
姫路市	- (4.56)	- (19.48)	6.4	25.1
西宮市	- (0.50)	- (8.08)	5.5	36.6
倉敷市	- (2.53)	- (21.33)	7.2	56.1
福山市	- (4.06)	- (24.57)	5.7	7.6
尼崎市	- (0.16)	- (21.37)	13.5	136.0
中核市平均(本市除く)	- (3.16)	- (19.70)	6.0	30.9
本市と中核市平均との差	- (3.00)	- (1.67)	7.5	105.1

(4) 平均投資額からみた投資予定額と将来費用推計との比較

平成 20 年度から 24 年度の 5 年間の平均投資額を今後も支出するものと仮定すると、年度あたりの平均投資額は約 77 億円であり、図 1-12 に示した将来費用推計との対比を行うと、将来費用として必要になると見込まれる年度平均 240 億円と比較すると大きく不足していることが分かります。

企業会計（水道、工業用水道、下水道）については、除いています。

図 1-16 市有建築物・インフラ系施設の種別ごとにみた推計結果と年度あたり平均投資額実績

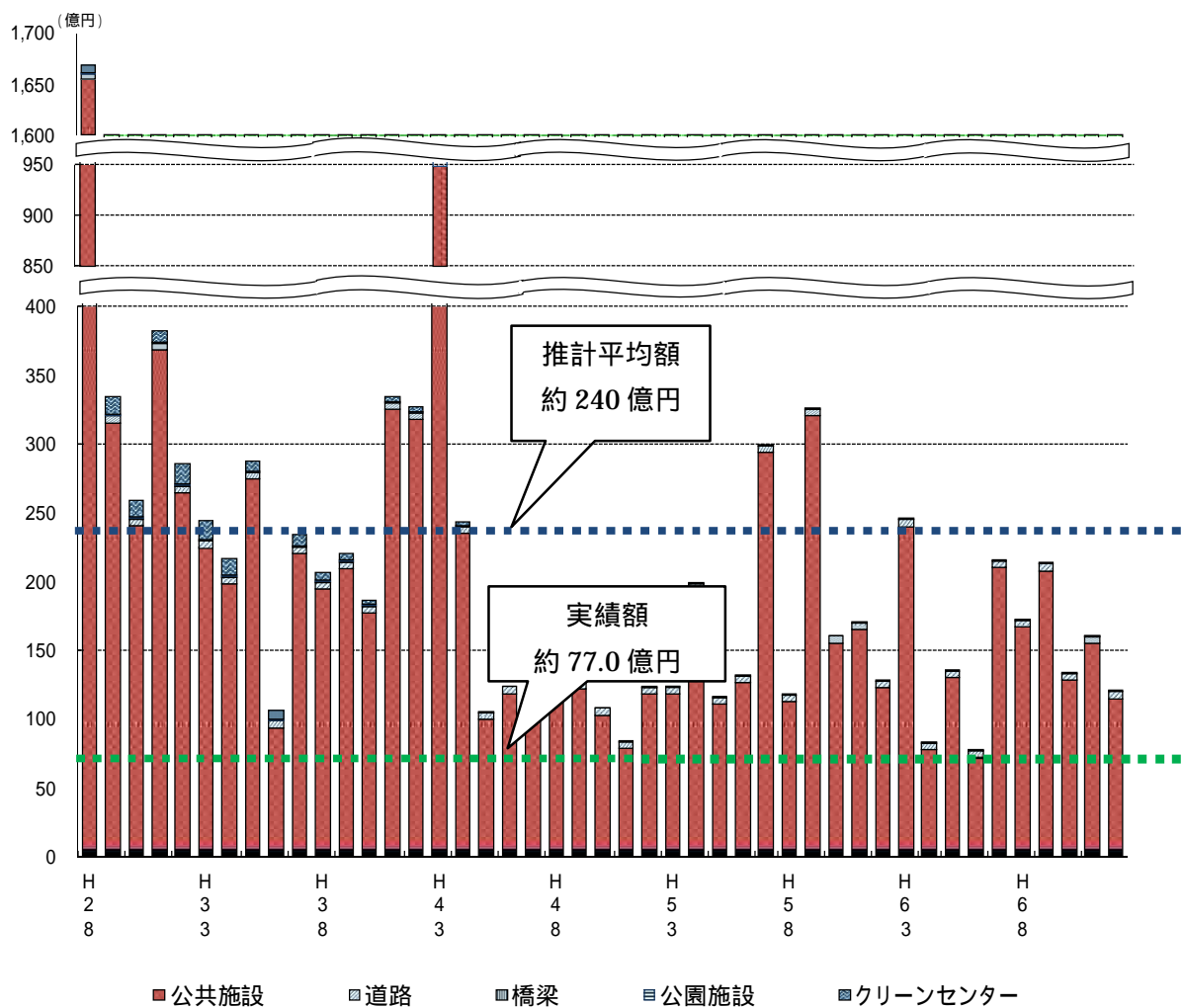


図 1 - 17 公共施設等の種別ごとにみた投資状況の推移

(単位: 億円)	H20	H21	H22	H23	H24	平均
公共施設	44.5	60.3	105.2	56.0	60.4	65.3
道路	4.9	5.1	4.0	4.6	5.9	4.9
橋梁	0.6	0.1	1.3	0.9	1.3	0.8
公園	1.6	1.8	3.1	1.6	3.9	2.4
クリーンセンター	2.8	4.7	2.5	4.4	3.9	3.6
合計	54.3	72.0	116.0	67.5	75.4	77.0

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1 現状や課題に関する基本認識

(1) 市有建築物

本市においては、類似の中核市等と比較しても多くの施設を保有しているとともに、そうした施設の老朽化が進行している状況にあると言えます。また、これらの施設を全て保有し続けるとすると、今後、大規模改修や建替え等に係る更新費用や、施設を維持管理していくための経費が、財政を圧迫していくことが予想されます。現時点における今後の収支見通しにおいても、引き続き厳しい財政状況が続き、これらの費用を捻出することは極めて困難であり、また、今後の人口減少や人口構成の変化等も鑑みると、余剰となる施設やニーズに合わず、活用されないものが生じるものと考えています。

なお、平成17年6月に施行された建築基準法の改正により、建築物の点検（法定点検）が義務付けられたことを受け、本市では平成21年度に担当の部署を設置し、建物の損傷、腐食、その他の劣化状況についての状況把握を行う定期点検を実施しているところです。

(2) 道路、橋りょう、上下水道等インフラ系施設

インフラ系施設についても、施設の老朽化が進行している状況にあります。

道路や橋りょう、公園については、市街化が進んだ本市の状況を踏まえ、現状の機能を維持することとしていますが、老朽化が進行しており、予防保全的な取組によりライフサイクルコストの低減を図りながら施設を維持することが必要になると考えられます。

子ども広場のうち、都市公園が充足していない区域に設置されているものは、引き続き現状の機能を維持していくため、公園と同様の取組が必要になります。

水道事業では、給水量の減少度合いの影響に、工業用水道ではユーザー企業の契約水量の影響に留意し、将来の適正な施設能力と施設配置について、危機管理対策や、施設更新時の代替能力等を踏まえた検討をする必要があると考えられます。

下水道施設は、安全安心な暮らし、快適な生活を維持する上で、なくてはならない都市基盤施設です。こうした施設は建設後、年数の経過による劣化などにより機能低下が生じ始めるため、計画的な改築更新を進めることにより、下水道機能の維持を目指します。また、効率的な整備を図るための取組を進め、下水道機能の向上については、施設の改築更新時期に合わせて実施することを基本とします。

クリーンセンターについては、人口の減少、減量施策の実施により処理する廃棄物量が従前のように急増する可能性が少なくなっている一方で、新たなリサイクル関連法制の整備により処理するごみの質の変化が見込まれており、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進する必要があります。

2-2 計画期間

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、計画期間は「少なくとも10年以上」と示されていることや、各公共施設等が定めている計画の期間を踏まえ、本計画では、10年間（平成28年度～平成37年度）を計画期間とします。

(参考) 各個別計画の計画期間

種別	方針・計画名称	計画期間
市有建築物	公共施設の最適化に向けた取組 (支所、地区会館、公民館等)	概ね 10 年間
	・公共施設マネジメント基本方針	35 年間 (平成 60 年度まで)
	・公共施設マネジメント計画 (平成 28 年度策定予定)	10 年間程度
	旧聖トマス大学施設等の供用に当たっての活用の考え方 (平成 27 年度策定予定)	概ね 3 年間 (平成 30 年度まで)
道路	・路面性状調査によるアスファルト舗装管理計画 (策定中) ・定期点検による道路附属物管理計画 (平成 28 年度以降策定予定)	なし (5 年に 1 度更新)
橋りょう	尼崎市橋梁長寿命化修繕計画	なし (5 年に 1 度更新)
公園・子ども広場	公園施設長寿命化計画	15 年間 (平成 41 年度まで)
水道・工業用水道	水道・工業用水道ビジョンあまがさき	10 年間
下水道	下水道中期ビジョン	10 年間
クリーンセンター	焼却施設等の維持管理・整備計画	17 年間 (平成 42 年度まで)

2-3 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画で策定する一連の取組みは、職員が公共施設等について問題意識を共有するとともに、これまで施設所管部局が管理していた施設情報を、部局の枠組みを超えて一元的に管理し、施設の圧縮と再編に向けたプロセスの統括管理、施設・インフラ系施設を対象とした保全の総合的かつ戦略的な実施及び全庁的視点に立った公共施設等マネジメントの強力な推進と進捗管理を行う体制を構築する必要があります。

こうしたことから、次に掲げる取組を推進します。

(情報を一元管理する仕組みの構築)

公共施設マネジメントの P D C A サイクルを実践し、継続的な改善が可能な環境を整備するため、公共施設マネジメント担当部局が施設情報を一元的に管理する仕組みを構築します。

(圧縮と再編に係るプロセスを統括管理する体制の構築)

圧縮と再編に向けた使用調整 について、所管部局における施設の個別事業計画を踏まえながら、公共施設マネジメント担当部局が統括的に管理する仕組みを構築します。

使用調整とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管部局内の使用変更、所管部局の入れ替え、用途の変更など、その使用につき必要な調整をすることです。

（施設の劣化状況の把握と保全の実行体制の構築）

施設所管部局と、建築物の新築、増築、修繕などを担う営繕部局、財政部局並びに公共施設マネジメント担当部局が互いに連携し、施設の現状把握と保全が確実に行われる体制を構築します。

（意思決定に係る体制の構築）

施設の圧縮と再編など全庁的な視点で、施設の最適化に向けた判断ができるよう、関連する施設分類間や施設分類を超えた全庁的調整について、意思決定できる仕組みを構築します。

2-4 公共施設等の管理に関する基本的考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

定期点検の実施

施設ごとに定められた法律等に基づく点検基準にしたがい、施設管理者による定期的な点検を、確実に実施していきます。

日常点検の実施

定期点検に加えて日々の点検を行うことで、施設の異常について早期に把握し、適切な対応を迅速に行うよう努めていきます。

点検結果の収集・蓄積・活用

点検・診断の結果等の情報を適切に管理する仕組みや、必要に応じて集約・分析・活用できる仕組みを構築し、より効果的・効率的な維持管理につなげます。

施設管理者の知識の補充

市有建築物については、施設管理者向けの「施設保全マニュアル」を作成して、施設管理に必要な知識の補充に努めるとともに、これに基づく点検、診断等を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針（長寿命化・耐震化の実施方針）

予防保全の取組

維持管理については、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、点検時において施設の劣化の有無や兆候をできるだけ把握し、こうしたデータを基に、修繕・更新等を行うに当たっての優先順位を検討し、これに基づいた修繕・更新等を実施し、予防保全的な取組を進めます。

施設類型ごとの長寿命化のための取組

施設類型ごとに長寿命化に向けた取組を進め、計画的な維持保全を推進します。取組を進めるに当たっては、点検・診断等の結果に基づき、施設の特性を考慮のうえ、重要性・緊急性等を判断して対策の優先度や実施時期を定めるとともに、施設のライフサイクルコストの平準化にも取り組み、財政負担の軽減を図ります。

耐震化の実施方針

本市は、老朽化が進行している市有建築物やインフラ系施設を多く保有していることから、耐震化の取組は早急に実施する必要があります。

市有建築物については、引き続き学校について進めるほか、各施設の老朽度を踏まえた残耐用年数に基づく緊急性、施設が担っている機能に基づく重要性や経済性等を考慮し、優先順位をつけながら、計画的に進めます。

インフラ系施設については、耐震診断結果や老朽度調査結果に基づき、必要となる耐震補強や施設の更新を行うこととします。

(3) 安全確保の実施方針

市有建築物については、法定点検の他、施設管理者向けの「施設保全マニュアル」において安全性確保のための点検項目を設けて劣化状況の把握に努め、安全性の確保と効率的な施設の保全に取り組みます。

インフラ系施設については、点検・診断等の実施結果に基づいて、優先順位付けを行い、事故を未然に防止できるよう努めます。

(4) 統合や廃止の推進方針

市有建築物

【廃止・集約・複合化等による圧縮と再編の推進】

人口減少や人口構成の変化に伴う市民サービスの需給バランスの変化等を総合的に勘案するとともに、施設の利便性や配置バランス、民間での代替の可能性、施設の老朽化の度合いなどを考慮し、計画的・段階的に廃止、集約、複合化等を図り、施設の圧縮と再編に取り組みます。

【施設の効率的利用による量の抑制】

施設の効率的利用に向けた取組を徹底し、施設保有量の抑制を図ります。未利用または低利用の施設については、市民ニーズの緊急性や重要性を考慮しながら、他の用途への転用により再生を図るなど、継続していく施設の有効活用に努めます。

子ども広場

都市公園の充足区域内の子ども広場は、開発行為等による帰属・寄付により設置されたものを除き、地域住民との合意形成を図った上で廃止することとします。また、都市公園の未充足区域に設置された子ども広場については、都市公園が設置されるまでの間、存続させることとします。

水道・工業用水道

水道及び工業用水道施設については、将来の適正な施設能力と施設配置について、水需要予測や危機管理対策、さらには施設更新時の代替能力等を総合的に検討します。

クリーンセンター

第1工場は平成37年の操業停止を控え、第2工場の平成42年までの稼働予定となっており、同時期に資源リサイクルセンターも更新時期を迎え、今後、大規模な施設更新を控えています。

これらの施設更新の検討に当たっては、施設の老朽化や新たなリサイクルに対応した効率的な廃棄物処理を進めるため、今後、近隣他都市との広域処理について検討を進めることとします。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

継続的かつ計画的な取組のため、市有建築物については、「施設保全マニュアル」に基づいた、施設管理者による点検やデータ収集などに継続して取り組みます。これらを継続して取り組むために、施設管理者向けに、「公共施設マネジメント推進事業」、「公共施設マネジメント計画策定支援システム」、「日々の維持保全」、「劣化調査」などをテーマとした研修会を実施するなど、知識の補充についての取組も行います。

2-5 フォローアップの実施方針

市有建築物については、劣化状況や利用状況、人口動向等の経年的な変化に対応するため、施設評価を含め、定期的に計画の見直し（改訂）を行います。

インフラ系施設については、それぞれ個別の計画期間を設定し、各計画期間内に市有建築物と同様、経年的な変化を踏まえ、計画の改訂や策定を行うこととします。

こうした取組内容については、適宜、尼崎市公共施設等総合管理計画への反映を行います。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(1) 市有建築物

市有建築物については、いかに保有、処分、維持、活用していくかが喫緊の課題となっているため、コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント」の考え方を導入し、中長期的な視点の下、市有建築物全体に対して、総合的かつ戦略的に取り組み、公共施設マネジメントを行っていきます。

具体的には、昨年6月に策定した「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、以下の基本方針と、管理に関する基本方針を改めて定め、これに基づいた取組を進めていくこととします。

なお、本市の外郭団体等が所有する施設については、その設立経緯等から市が一定の関与をしながら運営されているものもあるため、今後、フルコストという視点や市有建築物との代替の可能性などについて、外郭団体等と協議しながら検討していきます。

基本方針

経済的なコストで適量かつ良好な品質の施設を提供することを目指し、本市の市有建築物の量、質、運営コスト等の最適化を図るため、基本方針として、次の3つを定めます。

ア 方針1：圧縮と再編

【廃止・集約・複合化等による圧縮と再編の推進】

- ・ 人口減少や人口構成の変化に伴う市民サービスの需給バランスの変化等を総合的に勘案するとともに、施設の利便性や配置バランス、民間での代替の可能性、施設の老朽化の度合いなどを考慮し、計画的・段階的に廃止、集約、複合化等を図り、施設の圧縮と再編に取り組みます。
- ・ 施設の更新（建替えまたは新築や増築）にあたっては、施設総量を増やすことなく、全体を調整しながら進めます。この場合、各々の施設を単独で建替え等を行うことは財政的に厳しいことから、施設の廃止、集約、複合化等を検討し、施設総量を抑え、維持管理や保全等に係るコストを抑制します。

また、施設の廃止等によって生じた跡地については売却するなどして、建替え等に要する財源を確保するとともに、土地利用の転換により税源の^{かん}涵養を図ります。

- ・ 廃止となる施設に含まれる機能で、今後も必要である場合は、別施設の空きスペース等に移転するなど、1施設1機能を前提とした施設整備ではなく、施設の多機能化や複合化を検討します。

なお、移転にあたっては、サービス水準の低下を招くことなく、市有建築物に限らず民間スペースの活用も含め、機能確保に向けて幅広く検討します。

- ・ 施設の更新、廃止、集約、複合化等再配置を行うにあたり、市全体を見渡す中で利便性を確保しながら、また市民活動や災害時の拠点として活用できるよう、必要な機能の効果的かつ効率的な配置を検討します。

【施設の効率的利用による量の抑制】

- ・ 多用途利用の推進など施設の効率的利用に向けた取組を徹底し、施設保有量の抑制を図ります。
- ・ 未利用または低利用の施設については、設置目的にとらわれず、多目的に使用することも含めて、市民ニーズの緊急性や重要性を考慮しながら、他の用途への転用により再生を図るなど、継続していく施設の有効活用に努めます。
- ・ 施設の建替えにあたっては、その性能、用途に応じて必要な機能、規模、構造、コスト及びそれに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、スケルトン・インフィル()等の工法を検討します。
スケルトン・インフィル
将来的な施設の転用や複合化に対応できるよう、「構造体」と「内装」を分離して設計する考え方

イ 方針 2 : 予防保全による長寿命化

- ・ 適正な施設の保全を推進するため、計画的な保全による長寿命化とともに、近い将来想定される南海トラフ地震対策をはじめとする防災上の観点からの耐震性の確保、環境に配慮した建材や設備の活用、省エネルギー化、バリアフリー化など、施設機能の維持・向上を図ります。

ウ 方針 3 : 効率的・効果的な運営

【仕様の標準化とサービスの担い手や事業手法の検討】

- ・ 全施設の光熱水費等の維持管理経費の情報を一元化するとともに、施設相互で比較・検証し、効率的運営がなされているか評価します。
- ・ 施設管理委託業務の仕様を見直し、標準化を図ります。
- ・ 公共サービスの事業運営などについて、民間活力を活用し、サービスの担い手や事業手法を検討します。

エ 総量縮減に向けた目標設定

上記の3つの方針の取組について、次のとおり改めて目標を設定します。

**本市の公共施設の保有量を平成 60 年度までに
30% 以上削減することを目標とします。**

管理に関する基本方針

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	建築基準法他に定める基準に従い、施設の適正な管理に向けた取組を実施します。安全性の確保と効率的な施設の保全に向けて、「施設保全マニュアル」を作成し、これに基づく点検、診断等を実施します。
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (長寿命化・耐震化の実実施方針)	<p>今後も継続していく施設については、これまでの不具合が生じてから修繕等を行う事後保全から劣化状況を把握し不具合が生じる前に修繕等を行う予防保全へと転換します。施設の劣化状況等の情報を一元化し、継続していく施設については、優先順位をつけながら、質の向上と財政負担の平準化を図り、計画的に保全を行います。</p> <p>計画保全を実施することにより、耐用年数を延ばし、施設の長寿命化を図ります。長寿命化を図ることで、建替えサイクルを遅らせ、将来の一定期間内の費用の総額を縮減します。</p> <p>廃止となる施設であっても、存続期間までは延命化を図り、効率的かつ効果的な投資を行って一定の質を確保します。</p> <p>耐震性を確保するための取組については、引き続き学校について進めるほか、各施設の老朽度を踏まえた残耐用年数に基づく緊急性、施設が担っている機能に基づく重要性や経済性等を考慮し、優先順位をつけながら計画的に進めます。</p> <p>【現状の進捗状況】 消防施設 100% 学校施設 77.7% (平成27年4月1日現在)</p>
ウ 安全確保の実施方針	安全性の確保と効率的な施設の保全に向けて「施設保全マニュアル」を作成します。
エ 統合や廃止の推進方針	<p>本市の市有建築物の保有量を平成60年度までに30%以上削減することを目標とします。</p> <p>長寿命化の上、財政制約を考慮した水準まで削減します。</p> <p>本市の将来の人口動向や財政制約を考慮して設定します。</p> <p>この目標値は、今後の財政収支や人口など、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行うこととします。</p>

(2) 道路

道路については、整備後数十年を経過した路線も多くあり、重車両の通行及び経年変化等による道路の機能低下が年々顕著となっています。また、道路の性能低下に起因する事故が発生し、損害賠償事案も発生しています。

こうした状況を踏まえ、日々のパトロール点検や、市民からの要望内容・道路の利用形態・交通量・地下埋設占用工事の有無等を総合的に勘案し、修繕する路線の優先順位を定め、適切な維持管理の取組を進めます。また、これまでの修繕実績や路面状況調査結果をもとに、路面の劣化の状況の把握の精度を高める取組もあわせて進めます。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>国においては、関係法令を改正し、道路については、5年に1回の頻度で近接目視で点検を行うという技術的基準が示されました。今後は、この技術基準に基づく点検を実施していきます。</p> <p>あわせて、日々のパトロール点検等も実施します。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (長寿命化・耐震化の実実施方針)	<p>実施した路面状況調査のほか、日々のパトロール点検や、市民からの要望内容・道路の利用形態・交通量・地下埋設占用工事の有無等を総合的に勘案し、修繕する路線の優先順位を検討し、これに基づき計画的な修繕を実施します。</p> <p>路面状況調査の結果を基にして、幹線道路の舗装について管理基準を定め、修繕路線の優先順位を踏まえた予防保全型の修繕計画を作成し、長寿命化に向けた計画的な修繕を行っていきます。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>路面状況調査の結果に基づき、凹凸などの損傷が激しく、安全な走行に支障をきたす道路を優先的に改修します。</p>

(3) 橋りょう

橋りょうについては、劣化が既に始まりつつあり、橋梁長寿命化修繕計画の対象となる橋りょうのうち、建設から50年を経過する高齢化橋りょうは、2015年(平成27年)で276橋、約40%ですが、20年後には640橋、約90%となり、急速に高齢化した橋りょうが増大します。

こうした中、管理する橋長2m以上の橋りょう703橋の点検を行った結果、直ちに落橋の恐れや通行止めが必要な橋りょうはありませんでしたが、高齢化し、阪神・淡路大震災を経験したものが多くあることから、速やかな保守が必要と考えられる橋りょうがあります。

このような背景から、全ての橋りょうに対し、今後増大が見込まれる修繕・架替えに対応するため、計画的な修繕が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図ることが必要となっています。また、修繕の実施については、落橋防止対策等の耐震性向上のための工事と合わせて効率的に実施することが必要です。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>計画的な維持管理を行っていくためには、橋りょうの健全状況を把握することが重要となります。そのために、通常点検と定期点検により橋りょうの健全状態を把握していきます。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を行います。</p> <p>国においては、平成25年6月に公布された道路法等の一部を改正する法律において、予防保全の観点から踏まえて道路の点検を行うべきことが明確化され、道路法施行令等において、橋りょう、トンネル等は国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことが定められました。</p>

	<p>これらのことを踏まえ、今後は長寿命化計画に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じた計画的な修繕や架け替えを実施することとします。</p> <p>[通常点検] 道路パトロールの際に目視によって実施します</p> <p>[定期点検] 全ての橋りょうは基本的に5年に1回、「兵庫県道路橋定期点検要領(尼崎市版)」による定期点検を実施します。</p> <p>[異常時点検] 地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合もしくはその恐れがある場合や異常が発見された際には、主に橋りょうの安全性を確認するため点検を実施します。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (長寿命化・耐震化の実施方針)	<p>市が管理する橋りょうのうち、橋長2m以上の703橋を対象とし、長寿命化のための計画を策定しました。</p> <p>今後増大が見込まれる橋りょうの修繕・架け替えに対応するため、計画的な修繕が可能となるよう、この計画に基づいた適切な修繕を行うこととします。</p> <p>長寿命化修繕計画に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じた計画的な修繕や架け替えを実施します。</p> <p>修繕の実施については、落橋防止対策等の耐震性向上のための工事と合わせて効率的に実施することとします。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>点検や修繕対策を適切に実施するとともに、状況に応じた速やかな緊急対策を行い、橋りょうの安全性を確保します。</p>

(4) 水道・工業用水道

平成 22 年度に、「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」を策定し、今後の、安全で良質な水道水の継続供給、災害に強い給水システムの構築、運営基盤の強化に向けた施設の長寿命化への取組などを実現するための基本的な考え方を整理しています。

一方で、尼崎市は全市域がなだらかで高低差もほとんどない地勢的な特徴を有しており、水道では 4 か所、工業用水道では 2 か所の配水拠点における圧力制御のみで市内全域へ配水しています。今後は、配水管理の更なる効率性の向上に向けた方策の検討も必要と認識しています。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>水道施設や工業用水道施設を構成する構造物や設備、管路については、単に法律で定められている耐用年数どおりの更新を行うのではなく、その長寿命化を図るために、様々な角度から施設の老朽度合いを調査します。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (長寿命化・耐震化の実施方針)	<p>基幹施設については、各施設の耐震診断及び老朽度調査結果に基づき、必要な耐震補強又は施設の更新を行います。耐震補強は施設更新の必要性を踏まえ、施設の老朽度からみた残耐用年数や経済性等を考慮して検討します。</p> <p>配水本管及び重要施設配水管(基幹病院や透析実施医療機関、避難所等に至る管路)については、優先して耐震性の高い管路に更新します。主要な水管橋についても、耐震診断結果に基づき、必要に応じて耐震補強または施設の更新を行います。</p>

	配水支管については、耐震性の低い区間、老朽化が懸念される区間など危険度の高い区間を優先して耐震性の高い管路に更新を行います。
ウ 安全確保の実施方針	取水場、導水管、浄水場の基幹施設は、地震等の災害や施設での事故あるいは更新工事時においても安定した給水を行えるよう、能力の均等化及び相互のバックアップ、将来の各施設の機能や役割を整理するなどして、基幹施設のあり方を検討します。 各施設の耐震診断および老朽度調査結果に基づく個別施設の更新計画の策定にあたり、施設相互のバックアップ能力の確保も重要となるため、施設連絡管や停電対策の強化、配水池容量の確保等の検討を行い、施設整備計画に反映させ、実施します。 事故災害時における応急給水を、効果的・効率的に実施できるようにするため、復旧段階別の計画応急給水量、応急給水方法(拠点給水、運搬給水、仮設給水)並びに給水拠点を検討し、具体化に向け取り組みます。
エ 統合や廃止の推進方針	将来の適正な施設能力と施設配置について、水需要予測や危機管理対策、さらには施設更新時の代替能力等を総合的に検討します。

(5) 下水道等施設

早くから建設した下水道施設は耐用年数を迎え老朽化しつつあります。市内全域に布設している下水管きょは、建設から50年を経過したものが平成15年度以降に発生しており、老朽化に伴い改築更新の時期を迎え、機能の維持を図る必要があります。

また、最近増えつつある集中豪雨による浸水の防止、想定される地震や津波への対策、雨天時の合流式下水道からの未処理放流水の河川や海域への負担軽減、大阪湾の水質改善を図るため下水処理水に含まれる窒素、リンを除去する下水の高度処理の推進、下水道施設の有効利用などの課題があります。

一方、下水道計画区域外の南部工業地帯の雨水排水を担ってきた施設である抽水場についても、設置後50年近くを経過する設備があり、老朽化に伴い改築更新の時期を迎え、機能の維持を図る必要があります。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

(管理に関する基本方針)

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	全下水管きょの中で、平成22年度末で30年を超えた139kmについて老朽管調査を実施したところ、約10kmが老朽化していると見込まれ、そのうち約2kmについて改築を実施しました。今後、30年を超える管きょは徐々に増加する傾向にあるため、順次老朽管調査を行い、劣化診断を実施し、改築の必要性の有無を確認していきます。 下水処理場、ポンプ場及び抽水場(下水計画区域外施設)についても、劣化状況の診断を行います。
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	改築更新に当たっては、重要な施設の耐震化、合流式下水道の改善事業及び浸水対策事業等との同時施工を図るよう配慮します。

	<p>単純に改築更新をするのではなく、事業費の低減及び効率的な既存施設の維持管理を図るため、下水道施設の長寿命化に取り組むとともに、浸水対策、地震対策、合流式下水道の改善、下水の高度処理など機能向上を図りつつ、効率的な施設整備と事業費の平準化に取り組む必要があります。</p>
(長寿命化の実施方針)	<p>下水管きょについては、引き続き老朽管調査を行い、劣化状況を診断し、次期長寿命化計画を策定のうえ順次改築等を実施します。また、内部を更生することにより既存管きょの強度を活用するなどの工法により経費削減を図ります。</p> <p>下水処理場及びポンプ場についても、劣化状況を診断し、施設設備に係る長寿命化計画を策定のうえ下水道の機能向上と合わせて順次改築等を実施します。</p> <p>また、抽水場については、劣化状況を診断し、「下水道施設」に準じた計画を策定し、順次改築等を実施します。</p>
(耐震化の実施方針)	<p>想定される地震に対し、下水道の基本的機能が確保できるようにします。下水道施設の耐震対策は、下水道施設の耐震対策指針に準拠して、震度 7 の地震動を対象にしています。</p> <p>下水道施設に対して、順次耐震診断を行い、下水道の基本的機能の確保及び人的被害の防止ための対策については、改築更新時期等も考慮しながら、早期に取り組むこととします。</p> <p>上記のほか、耐震診断の結果を基に耐震補強等にかかる計画を策定の上、高度処理事業や下水道長寿命化計画と連携した耐震補強対策等を進めます。</p> <p>また、抽水場の耐震化については、「下水道施設」の対策に準じて進めます。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>大雨による浸水被害の防止に取り組みます。</p> <p>具体的な目標として、雨水整備水準を 6 年に 1 回の発生を想定した 6 年確率降雨強度 (46.8mm/hr) から 10 年確率降雨強度 (51.7mm/hr) に引き上げます。また、都市化の状況も踏まえて、流出係数を見直し、浸水対策を図ります。</p> <p>浸水履歴のある地区等を重点地区とし、優先的に整備を進めます。このほかの地区についても下水管きょ及び雨水ポンプの改築更新時期との整合を図りつつ、優先度を考慮し、順次整備を進めます。</p> <p>また、抽水場については、現在の流入水量、過去の浸水履歴等を勘案して整備を進めます。</p> <p>地震時における下水道の減災対策マニュアルを作成し、被害を受けても早期に下水道機能を回復できるようにします。</p>

(6) 公園・子ども広場

公園・子ども広場については、これまで、全ての管理公園・子ども広場を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と年6回程度の巡視点検を実施してきました。巡視点検により危険個所が発見された場合は、緊急度を考慮し、その都度修繕対応を行ってきました。

こうした中で、本市の管理公園・子ども広場の多くは設置後、相当年数が経過しており、特に遊戯施設の老朽化が顕在化してきています。非常に厳しい財政状況のもと、メリハリのある公園管理を行っていくため、公園開設後30年以上経過し、特に老朽化が進んでいる93公園の遊具について、計画的な管理を行っていくこととします。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

（管理に関する基本方針）

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	<p>適切な維持管理を行っていくために、公園においては下記のとおり点検を実施し、老朽化した施設や安全性を損なう懸念のある施設を抽出します。</p> <p>【日常点検】 日常点検は年5回程度を目処に継続的に実施していきます。</p> <p>【定期点検】 定期点検は、年1回の頻度で「遊具の安全に関する規準(2014年6月 一般社団法人日本公園施設業協会、以下同じ。)」を参考に、施設の健全度を把握することを目的として実施します。</p> <p>【臨時点検】 臨時点検は、日常点検等において、異常が発見された場合に、長寿命化対策を行うべきか、速やかに撤去・更新を行うべきか判断することを目的に実施します。</p>
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (長寿命化の実施方針)	<p>施設の特性により予め管理公園を「予防保全型」および「事後保全型」に区分し、それぞれ設定されたメニューに沿って管理を行います。</p> <p>「予防保全型」に類型される施設は、「公園施設長寿命化計画策定指針(平成24年国土交通局都市局)」、「遊具の安全に関する規準」等に従い、対象施設の健全度調査を年1回実施し、施設の劣化及び損傷を把握します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理水準は、健全度「B」以上を維持することを目標とする ・「D」の判定、及び使用禁止措置を講じた施設は、使用残存期間の有無に関わらず、長寿命化対策もしくは速やかな機能更新を図る ・「C」以下の施設において、使用見込残存期間を有する施設及び施設更新によって、健全度が「A」及び「B」に移行した施設は、使用見込み期間まで「B」以上の管理水準を維持するため、定期的修繕サイクルに基づく修繕対策を行う。 <p>「事後保全型」に類型される施設は劣化の進行度合いが施設全体の80%以上と判断された時点で、施設の撤去・更新を計画するものとします。</p> <p>清掃、保守、修繕など施設管理者が実施可能な対策を行う「維持保全」については、外部業者への委託の他、管理者自ら実施します。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>健全度調査の中で、対象施設の現状を把握し、状況を踏まえて、施設の撤去・更新を行います。</p>

(7) クリーンセンター

第 1 工場については、平成 37 年度に耐用年数を迎えることが明らかとなっています。また、第 2 工場を現状の定期整備のみで維持した場合、今後 5 年以内（平成 33 年度まで）には建替えが必要になります。こうしたことから、既存の設備の稼働年数を少しでも延ばし、新設から解体までのライフサイクルコストを削減する必要があると考えており、延命化工事（大規模・基幹整備工事）が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、財政制約の観点から、今後は、第 1 工場については最低限の延命化工事を実施し、第 2 工場については、重点的な整備とし、水管交換等を実施していきます。資源リサイクルセンターは延命化工事を実施しており、本工事後は維持管理的な工事にとどめ、費用を圧縮します。し尿圧送施設については、老朽化が著しいため、大規模な工事を実施する必要があります。

平成 42 年以降に建設する予定の次期焼却施設及び資源リサイクルセンターについては、搬入ごみ量に見合う規模の施設を建設することとなりますが、数百億円単位の規模となる見込みです。

具体的には、以下の「管理に関する基本方針」に基づき、取組を進めていくこととします。

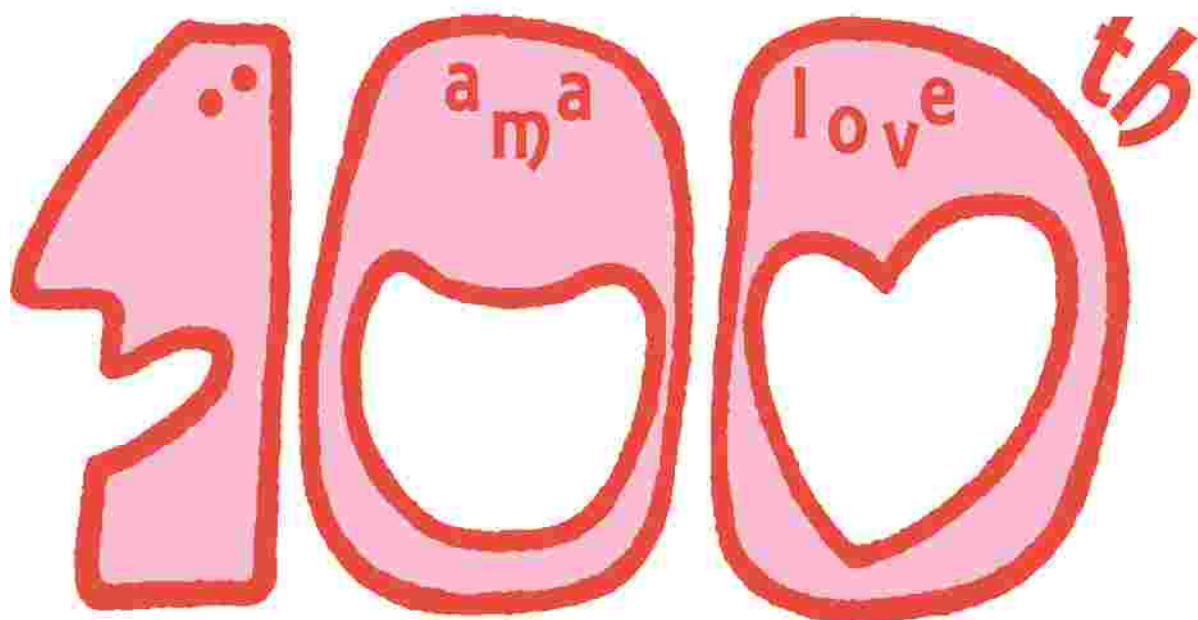
（管理に関する基本方針）

項目	内容
ア 点検・診断等の実施方針	点検・診断等については、主に定期整備において現状を維持するとして取組のみにとどめています。
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>【通常の整備】</p> <p>第 1 工場については平成 37 年度までの稼働とし、その後は平成 42 年まで第 2 工場みの操業とする計画です。また、資源リサイクルセンターも平成 42 年までの操業とする計画です。各工場の維持(工事)費は建設費に対し 1%～2%の費用がかかる見通しとなっていますが、第 2 工場については財政状況を考慮し、定期整備(大規模工事)を抑制してきました(毎年建設費の 0.3%程度の工事)。今後については、適正な維持管理を目指し平成 26 年度から平成 42 年度にかけて毎年 5 億円程度(合計 82 億円)の定期整備にかかる費用が発生する見込みです。</p> <p>【延命化】</p> <p>通常の維持管理費以外に延命等に関する基幹整備費が必要となり、第 1 工場・第 2 工場 で平成 26 年度から平成 35 年度にかけて 41 億円の費用が発生します。</p> <p>(第 1 工場)</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、「平成 27 年度から、順次個々の整備の機能診断調査及び同評価を行い、その結果に基づき基幹整備の改良及び機器の更新等を実施」とありますが、費用の削減を図るため、最低限の延命化工事などで機能を維持します。</p> <p>(第 2 工場)</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、「施設保全計画を策定し、施設延命化に向けた検討を行う」とあり、機関整備を含めた計画を策定しました。平成 38 年から平成 42 年までは、第 2 工場のみでごみ処理を行うこととなるため、重点的な整備計画としています。</p>

	<p>(資源リサイクルセンター)</p> <p>平成 25 年度から 4 ヶ年かけて延命化工事を実施し、平成 42 年までの稼働を見込んでいます。この工事以外については維持管理的な工事にとどめ、費用を圧縮します。</p>
ウ 安全確保の実施方針	<p>「維持管理・修繕・更新等の実施方針」にある取組の中で、施設の老朽化の状況を把握し、適切な施設維持に努めていきます。</p>
エ 統合や廃止の推進方針	<p>第 1 工場が平成 37 年に操業を停止すると、これ以降は第 2 工場のみでの運転となり、第 2 工場も平成 42 年には操業 26 年を迎え、更新の時期となります。更に資源リサイクルセンターもこの時期に寿命を迎えることから、焼却場とリサイクル施設両方の更新となります。こうしたことから、平成 42 年の新工場の稼働を前提とし、平成 32 年ごろには、新たな工場のあり方を検討する体制の整備を検討します。</p> <p>検討にあたっては、施設の老朽化や新たなリサイクルに対応した効率的な廃棄物処理を進めるため、今後、近隣他都市との広域処理について検討を進めます。</p>

以 上

知れば知るほど“あまがすき”♡



Happy 100th anniversary Amagasaki